



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

- 規則
  - \*11 建設業法施行細則の一部を改正する規則 (技術調査課)
- 教育委員会規則
  - \*6 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則
- 告示
  - 274 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (NPO協働推進課)
  - 275 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健総務課)
  - 276 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 (障害福祉課)
  - 277 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 ( " )
  - 278 児童福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 ( " )
  - 279 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 ( " )
  - 280 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 ( " )
  - 281 児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 ( " )
  - 282 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の変更 ( " )
  - 283 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の変更 ( " )
  - 284 児童福祉法による指定居宅支援事業者の変更 ( " )
  - 285 保安林の指定施業要件変更 (森林整備課)
  - 286 道路の区域変更 (道路保全課)
  - 287 新道路の供用開始等 ( " )
  - 288 道路の区域変更 ( " )
  - 289 新道路の供用開始等 ( " )
  - 290 道路の区域変更 ( " )
  - 291 新道路の供用開始等 ( " )
  - 292 道路の区域変更 ( " )
  - 293 新道路の供用開始等 ( " )
  - 294 港湾隣接地域の変更 (管理整備課)
- 人事委員会告示

- 3 平成18年度和歌山県警察官A採用試験の実施
- 選挙管理委員会告示
  - 35 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等
- 公告
  - 入札公告 (政策審議室)
  - 争議行為の公表 (労働企画課)

## 規 則

### 和歌山県規則第11号

建設業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月14日

和歌山県知事 木村良樹

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則(昭和47年和歌山県規則第58号)の一部を次のように改正する。

第1条中「3通」を「2通」に、「第12条」を「法第12条」に改める。

第3条第3項中「閲覧所」を「建設業者提出書類閲覧所」に改める。

第6条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

### 教育委員会規則

#### 和歌山県教育委員会規則第6号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月14日

和歌山県教育委員会委員長 檜畑直尚

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則(昭和46年和歌山県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第26条中「書換え若しくは再交付、教育職員検定又は授与証明」を「又は教育職員検定」に改める。

別記第13号様式から別記第15号様式までを次のように改める。

別記第 13 号様式 (第 21 条関係)

教育職員免許状書換願

和歌山県教育委員会 様

和歌山県 証紙	

申請日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

本籍地 \_\_\_\_\_ 都・道  
府・県

現住所 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

下記のとおり身上について異動したため、教育職員免許状を書き換え願います。

記

異動の日		年	月	日	異動の事由
異動前	本籍地				
	氏名				
異動後	本籍地				
	氏名				

1	免許状種類	( 専修・1種・2種 )			
	記号番号	第	号	教科	.

2	免許状種類	( 専修・1種・2種 )			
	記号番号	第	号	教科	.

3	免許状種類	( 専修・1種・2種 )			
	記号番号	第	号	教科	.

4	免許状種類	( 専修・1種・2種 )			
	記号番号	第	号	教科	.

別記第14号様式(第22条関係)

教育職員免許状再交付願

和歌山県教育委員会 様

和歌山県 証紙	

申請日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

本籍地 \_\_\_\_\_ 都・道  
府・県

現住所 \_\_\_\_\_

ふりがな  
氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

下記の教育職員免許状を

したため再交付願います。

記

異動の日	年 月 日	授与権者	
授与条件	最終卒業学校名又は基礎免許状の種類		
	卒業年月日又は授与年月日と番号		
再交付を必要とする理由(具体的に)			

1	免許状種類	( 専修・1種・2種 )		
	記号番号	第	号	教科
	授与の根拠			

2	免許状種類	( 専修・1種・2種 )		
	記号番号	第	号	教科
	授与の根拠			

3	免許状種類	( 専修・1種・2種 )		
	記号番号	第	号	教科
	授与の根拠			

別記第15号様式(第25条関係)

教育職員免許状授与証明願

和歌山県教育委員会 様

和歌山県 証 紙	
-------------	--

申請日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請者氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

下記の教育職員免許状授与証明書を交付願います。

記

本籍地	ふりがな		生年月日
都・道・府・県	氏名		年 月 日生
使用目的			

1	免許状種類	(専修・1種・2種)		教科		
	記号番号	第	号			
	授与年月日	昭・平	年	月	必要枚数	枚
	卒業年月	昭・平	年	月 卒業		

2	免許状種類	(専修・1種・2種)		教科		
	記号番号	第	号			
	授与年月日	昭・平	年	月	必要枚数	枚
	卒業年月	昭・平	年	月 卒業		

3	免許状種類	(専修・1種・2種)		教科		
	記号番号	第	号			
	授与年月日	昭・平	年	月	必要枚数	枚
	卒業年月	昭・平	年	月 卒業		

別記第22号様式を次のように改める。

別記第 2 2 号様式 (第 1 4 条、第 1 5 条、第 1 6 条、第 1 7 条、第 1 8 条、第 1 8 条の 2、第 1 9 条、第 2 9 条関係)

身 体 検 査 書					
学 校 名				職 名	
氏 名			生年月日	年	月 日
現 住 所					
身 長	cm	視 力	裸 眼	右	左
			矯 正	右	左
体 重	kg	聴 力	右 左		
疾 病 異 常 症	既 往 症				
	現 症	結 核 性 疾 患			
		そ の 他 の 疾 患			
特 記 事 項 又 は 所 見					
上記のとおり診断する。  年 月 日  住 所 検 査 医 氏 名					

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第274号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成18年4月23日まで縦覧に供する。

平成18年3月14日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成18年2月23日

2 名称

特定非営利活動法人三敬福祉会

3 代表者の氏名

片山悟誌

4 主たる事務所の所在地

紀の川市桃山町市場186番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者(児)、高齢者及びその家族に対して、地域福祉・地域生活支援に関する事業を行い、地域での社会生活を円滑に、かつ豊かに過ごせるように寄与することを目的とする。

和歌山県告示第275号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年3月14日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田医 145-17	中西内科胃腸科医 院	田辺市下屋敷町14番地 の2	平成 18.2.1

和歌山県告示第276号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の20に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第17条の23第2号に基づき公示する。

平成18年3月14日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業 所 番 号	申 請 者 の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	サービスの 種 類	廃 止 年 月 日
30000100 092117	社会福祉法人野上 町社会福祉協議会	海草郡紀美野町下 佐々1408番地の4	黒西健司	社会福祉法人野上 町社会福祉協議会	海草郡紀美野町下 佐々1408番地の4	居宅介護・ 身体介護・ 家事援助・ 移動介護(視覚障害者・ 全身性障害者)・日 常生活支援	平成 18.1.3
30000100 093115	社会福祉法人美里 町社会福祉協議会	海草郡紀美野町神 野々市場336番地	段木晃	社会福祉法人美里 町社会福祉協議会	海草郡紀美野町神 野々市場336番地	居宅介護・ 身体介護・ 家事援助・ 移動介護(視覚障害者・ 全身性障害者)・日 常生活支援	平成 18.1.3
30000100 020118	社会福祉法人白浜 町社会福祉協議会	西牟婁郡白浜町16 00	蔦清治	社会福祉法人白浜 町社会福祉協議会	西牟婁郡白浜町160 0	居宅介護・ 身体介護・ 家事援助・ 移動介護(視覚障害者 )・日常生 活支援	平成 18.2.28

和歌山県告示第277号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20に

規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第15条の23第2号に基づき公示す

る。				平成18年3月14日 和歌山県知事 木村良樹			
指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30000200 111114	社会福祉法人野上町社会福祉協議会	海草郡紀美野町下佐々1408番地の4	黒西健司	社会福祉法人野上町社会福祉協議会	海草郡紀美野町下佐々1408番地の4	居宅介護・身体介護・家事援助・移動介護	平成18.1.3
30000200 119117	社会福祉法人美里町社会福祉協議会	海草郡紀美野町神野々市場336番地	段木晃	社会福祉法人美里町社会福祉協議会	海草郡紀美野町神野々市場336番地	居宅介護・身体介護・家事援助・移動介護	平成18.1.3
30000200 070112	社会福祉法人白浜町社会福祉協議会	西牟婁郡白浜町1600	髙清治	社会福祉法人白浜町社会福祉協議会	西牟婁郡白浜町1600	居宅介護・身体介護・家事援助・移動介護	平成18.2.28

和歌山県告示第278号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出

があったので、同法第21条の23第2号に基づき公示する。

平成18年3月14日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30000300 068115	社会福祉法人野上町社会福祉協議会	海草郡紀美野町下佐々1408番地の4	黒西健司	社会福祉法人野上町社会福祉協議会	海草郡紀美野町下佐々1408番地の4	居宅介護・身体介護・家事援助・移動介護（視覚障害児・全身性障害児・知的障害児）	平成18.1.3
30000300 070111	社会福祉法人美里町社会福祉協議会	海草郡紀美野町神野々市場336番地	段木晃	社会福祉法人美里町社会福祉協議会	海草郡紀美野町神野々市場336番地	居宅介護・身体介護・家事援助・移動介護（視覚障害児・全身性障害児・知的障害児）	平成18.1.3

和歌山県告示第279号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したの

で、同法第17条の23第1号に基づき公示する。

平成18年3月14日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
30000100 090111	社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会	海草郡紀美野町下佐々1408番地4	黒西健司	社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会野上支援費居宅介護事業所	海草郡紀美野町下佐々1408番地4	居宅介護・身体介護・家事援助・移動介護（視覚障害者・全身性障害者）・日常生活支援	平成18.1.4
30000100 093115	社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会	海草郡紀美野町下佐々1408番地4	黒西健司	社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会美里支援費居宅介護事業所	海草郡紀美野町神野市場336番地	居宅介護・身体介護・家事援助・移動介護（視覚障害者）・日常生活支援	平成18.1.4



30000100 020118	社会福祉法人白浜町社会福祉協議会	西牟婁郡白浜町1600番地	植杉滋	白浜町社会福祉協議会白浜事業所	西牟婁郡白浜町1600番地	居宅介護・身体介護・家事援助・移動介護(視覚障害者・全身性障害者)・日常生活支援	平成18.3.1
--------------------	------------------	---------------	-----	-----------------	---------------	--	----------

和歌山県告示第280号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したの

で、同法第15条の23第1号に基づき公示する。

平成18年3月14日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
30000200 111114	社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会	海草郡紀美野町下佐々1408番地4	黒西健司	社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会野上支援費居宅介護事業所	海草郡紀美野町下佐々1408番地4	居宅介護・身体介護・家事援助・移動介護	平成18.1.4
30000200 119117	社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会	海草郡紀美野町下佐々1408番地4	黒西健司	社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会美里支援費居宅介護事業所	海草郡紀美野町神野市場336番地	居宅介護・身体介護・家事援助・移動介護	平成18.1.4
30000200 070112	社会福祉法人白浜町社会福祉協議会	西牟婁郡白浜町1600番地	植杉滋	白浜町社会福祉協議会白浜事業所	西牟婁郡白浜町1600番地	居宅介護・身体介護・家事援助・移動介護	平成18.3.1

和歌山県告示第281号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第21条の23第1号に基づき公示する。

平成18年3月14日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
30000300 068115	社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会	海草郡紀美野町下佐々1408番地4	黒西健司	社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会野上支援費居宅介護事業所	海草郡紀美野町下佐々1408番地4	居宅介護・身体介護・家事援助・移動介護(視覚障害児・全身性障害児)・日常生活支援	平成18.1.4
30000300 070111	社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会	海草郡紀美野町下佐々1408番地4	黒西健司	社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会美里支援費居宅介護事業所	海草郡紀美野町神野市場336番地	居宅介護・身体介護・家事援助・移動介護(視覚障害児)・日常生活支援	平成18.1.4

和歌山県告示第282号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の20の規定に基づく指定居宅支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第17条の23第2号に基づき公示

する。

平成18年3月14日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所	変更事項	新	旧	変更年月日
社会福祉法人印南町社会福祉協議会	代表者の氏名、住所	代表者 古部宣雄 日高郡印南町印南2257番地	代表者 大谷泰治 日高郡印南町山口352番地	平成16.6.5

株式会社れもんケア れもん ケア海南	代表者の氏名、住所	代表者 楠本大 大阪府大阪市東淀川区下新 庄2丁目8番16号	代表者 前田効多郎 和歌山県紀の川市古和田237 番地の3	平成 17.12.1
株式会社れもんケア れもん ケア野上	代表者の氏名、住所	代表者 楠本大 大阪府大阪市東淀川区下新 庄2丁目8番16号	代表者 前田効多郎 和歌山県紀の川市古和田237 番地の3	平成 17.12.1

和歌山県告示第283号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づく指定居宅支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第15条の23第2号に基づき公示

する。

平成18年3月14日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所	変更事項	新	旧	変更年月日
社会福祉法人印南町社会福祉協議会	代表者の住所、氏名	代表者 古部宣雄 日高郡印南町印南2257番地	代表者 大谷泰治 日高郡印南町山口352番地	平成 16.6.5
株式会社れもんケア れもん ケア海南	代表者の氏名、住所	代表者 楠本大 大阪府大阪市東淀川区下新庄 2丁目8番16号	代表者 前田効多郎 和歌山県紀の川市古和田23 7番地の3	平成 17.12.1
株式会社れもんケア れもん ケア野上	代表者の氏名、住所	代表者 楠本大 大阪府大阪市東淀川区下新庄 2丁目8番16号	代表者 前田効多郎 和歌山県紀の川市古和田23 7番地の3	平成 17.12.1

和歌山県告示第284号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づく指定居宅支援事業者の変更について、次のとおり届

出があったので、同法第21条の23第2号に基づき公示する。

平成18年3月14日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所	変更事項	新	旧	変更年月日
社会福祉法人印南町社会福祉協議会	代表者の住所、氏名	代表者 古部宣雄 日高郡印南町印南2257番地	代表者 大谷泰治 日高郡印南町山口352番地	平成 16.6.5
株式会社れもんケア れもん ケア海南	代表者の氏名、住所	代表者 楠本大 大阪府大阪市東淀川区下新庄 2丁目8番16号	代表者 前田効多郎 和歌山県紀の川市古和田23 7番地の3	平成 17.12.1
株式会社れもんケア れもん ケア野上	代表者の氏名、住所	代表者 楠本大 大阪府大阪市東淀川区下新庄 2丁目8番16号	代表者 前田効多郎 和歌山県紀の川市古和田23 7番地の3	平成 17.12.1

和歌山県告示第285号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成18年3月14日

和歌山県知事 木村良樹

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字楠本字前川1700の1、字結城1944の1、字小中193の1、193の21、193の24、193の25、大字沼字西原435の1、字神出605の1、字宮尾653
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課

において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月14日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の員 幅 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字南字外坊39番1地内から同町大字南字外坊39番1地内まで	旧	4.00 }	16.00	
同上	新	8.00 }	16.00	

和歌山県告示第287号

平成18年和歌山県告示第286号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月14日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第288号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月14日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の員 幅 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字平原字東垣内6番3から同町大字平原字東垣内6番9まで	旧	3.93 }	116.40	
同上	新	13.40 }	116.40	

和歌山県告示第289号

平成18年和歌山県告示第288号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月14日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第290号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月14日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の員 幅 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市大字北宿字七霞立會120番146地先から同市大字北宿七霞立會120番146地先まで	旧	3.40 }	70.00	
同上	新	14.60 }	70.00	

和歌山県告示第291号

平成18年和歌山県告示第290号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月14日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第292号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年3月14日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の員 幅 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市大字小原田字佃563番1地先から同市大字小原田字佃567番2地先まで	旧	26.20 } 58.78	125.00	
同上	新	26.20	125.00	

和歌山県告示第293号

平成18年和歌山県告示第292号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年4月1日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年3月14日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第294号

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項の規定により、和歌山下津港(初島、神出浦、港地区)の港湾隣接地域(昭和44年和歌山県告示第606号)を次のとおり変更する。

平成18年3月14日

和歌山下津港港湾管理者

和歌山県知事 木村良樹

和歌山下津港(初島、神出浦、港地区)港湾隣接地域

基点1 有田市港町浜字西浜845番地の25に設置された標柱

北緯 34度4分50秒27

東経 135度6分15秒49

基点2 基点1からS80度20分W線上175.0メートルの地点

基点3 基点2からN75度15分W線上418.0メートルの地点

基点4 基点3からN31度40分W線上41.0メートルの地点

基点5 基点4からN19度40分E線上663.0メートルの地点

基点6 基点5からN04度35分W線上185.0メートルの地点

基点7 基点6からN35度25分E線上109.0メートルの地点

基点8 基点7からS79度40分E線上137.0メートルの地点

基点9 基点8からS24度50分E線上73.0メートルの地点

基点10 基点9からS15度20分W線上198.0メートルの地点

基点11 基点10からS74度00分E線上240.0メートルの地点

基点12 基点11からN15度30分E線上278.0メートルの地点

基点13 基点12からS77度35分E線上28.0メートルの地点

基点14 基点13からN14度00分E線上154.0メートルの地点

基点15 基点14からN33度20分W線上30.0メートルの地点

基点16 基点15からN15度10分E線上146.0メートルの地点

基点17 基点16からN67度20分E線上253.0メートルの地点

地域の表示

基点1から基点17まで順次結んだ線、基点1からN166度05分Eに引いた線、基点17からN32度40分Wに引いた線及び水際線に囲まれた陸域

基点18 有田市初島町浜字西の浜1770番地の6に設置された標柱

北緯 34度5分46秒

東経 135度6分42秒

基点19 基点18からN26度00分E線上789.0メートルの地点

基点20 基点19からN14度45分E線上410.0メートルの地点

基点21 基点20からN15度30分W線上475.0メートルの地点

基点22 基点21からN09度20分E線上196.0メートルの地点

基点23 基点22からN26度00分E線上468.0メートルの地点

基点24 基点23からN58度20分E線上147.5メートルの地点

基点25 基点24からN95度30分E線上270.0メートルの地点

基点26 基点25からE67度50分S線上42.0メートルの地点

地域の表示

基点18から基点26まで順次結んだ線、基点18からN64度

00分Wに引いた線、基点26からN67度50分Eに引いた線及び水際線に囲まれた陸域

基点2' 基点1からN71度50分E線上93.0メートルの地点  
 基点3' 基点2' からN11度10分E線上46.0メートルの地点  
 基点4' 基点3' からN72度30分E線上63.0メートルの地点

地域の表示

基点1から基点4' まで順次結んだ線、基点1からN166度05分Eに引いた線、基点4' からN72度30分Eに引いた線及び水際線に囲まれた陸域

基点5' 基点4' からN90度00分E線上48.0メートルの地点  
 基点6' 基点5' からN104度10分E線上38.0メートルの地点  
 基点7' 基点6' からN139度30分E線上51.0メートルの地点  
 基点8' 基点7' からN82度40分E線上386.0メートルの地点  
 基点9' 基点8' からN65度10分E線上58.0メートルの地点

地域の表示

基点5' から基点9' まで順次結んだ線、基点5' からN10度00分Wに引いた線、基点9' からN143度10分Eに引いた線及び水際線に囲まれた陸域

基点10' 基点9' からN143度10分E線上17.0メートルの

地点

基点11' 基点10' からN113度40分W線上66.0メートルの地点  
 基点12' 基点11' からN176度00分E線上8.0メートルの地点  
 基点13' 基点12' からN103度20分W線上15.0メートルの地点  
 基点14' 基点13' からN167度40分E線上20.0メートルの地点  
 基点15' 基点14' からN86度20分E線上107.0メートルの地点  
 基点16' 基点15' からN82度30分E線上80.0メートルの地点  
 基点17' 基点16' からN92度10分E線上330.0メートルの地点

地域の表示

基点10' から基点17' まで順次結んだ線、基点10' からN36度50分Wに引いた線、基点17' からN150度00分Eに引いた線及び水際線に囲まれた陸域

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第3号

平成18年度和歌山県警察官A採用試験を次の要綱により実施する。

平成18年3月14日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

平成18年度和歌山県警察官A採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分	採用予定人員	職務内容	採用予定時期
警察官A男性	一般	72人程度	個人生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持  原則として、平成19年4月以降であるが、既卒者のうち35人程度は、平成18年9月に採用される予定である。
	武道(柔道)	3人程度	
	武道(剣道)	2人程度	
警察官A女性	一般	6人程度	男性一般と同じ。

※ 採用予定人員は、退職者の状況等により変更になる場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する人(準禁治産者を含む。)

試験区分		学歴・資格等	年齢及び性別
警察官A男性	一般	ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成19年3月末日までに卒業見込みの人 イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた男性
	武道(柔道)	男性一般の受験資格を有し、柔道の段位が3段以上の人で全日本柔道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場したもの(平成19年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。)	
	武道(剣道)	男性一般の受験資格を有し、剣道の段位が3段以上の人で全日本剣道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場したもの(平成19年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。)	
警察官A女性	一般	男性一般と同じ。	昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた女性

※ 男性武道の段位については、柔道は財団法人講道館から、剣道は財団法人全日本剣道連盟から授与されたものに限る。

※ 男性武道については、資格等が受験資格に該当するかわからない場合は、人事委員会事務局又は警察本部警務課に問い合わせること。また、受験資格に定める資格等を平成19年3月末日までに取得できなかった場合、採用資格を失う。

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試験地	合格発表
第1次試験	平成18年5月14日(日)午前9時	和歌山市 田辺市	平成18年5月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第2次試験	平成18年6月中旬	和歌山市	平成18年7月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第3次試験	平成18年7月中旬	和歌山市	平成18年8月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

※ 男性武道の第1次試験会場は、和歌山市に限る。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験の方法		内 容
教 養 試 験	択 一 式	警察官として必要な一般的教養についての筆記試験
身 体 検 査		職務遂行上必要な身体を有するかどうかについての検査
実 技 試 験		柔道又は剣道についての実技試験

※ 実技試験は男性武道(柔道)及び男性武道(剣道)の受験者のみ実施する。

※ 男性武道(柔道)の受験者は、講道館柔道審判規則に定められている柔道衣を持参すること。

※ 男性武道(剣道)の受験者は、全日本剣道連盟剣道試合及び審判規則に定められている剣道衣、竹刀及び剣道具を持参すること。

※ 教養試験の内容は、大学卒業程度で行う。

(2) 第2次試験

試験の方法		内 容
教 養 試 験		国語の基礎力についての漢字書き取り等による筆記試験
論 文 試 験		一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験
適 性 検 査		職務遂行上必要な素質及び適性についての検査
面 接 試 験		人物、能力、性格等についての個別面接

身体精密検査	職務遂行上必要な身体等を有するかどうかについての検査(胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無、聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。)
体力検査	職務遂行上必要な体力を有するかどうかについての検査(立幅跳び、上体起こし、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走、往復持久走)

※ 論文試験については、第3次試験として評定する。

また、別途作成する本試験案内に平成17年度の論文テーマを掲載する。

(3) 第3次試験

試験の方法	内 容
面接試験	人物、能力、性格等についての個別面接

※ 第1次試験及び第2次試験における身体検査・身体精密検査の基準

検査項目	検 査 基 準	
	警察官A男性	警察官A女性
身長	おおむね160cm以上	おおむね153cm以上
胸 囲	おおむね78cm以上	-
体 重	おおむね47kg以上	おおむね43kg以上
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
色 覚	正常であること	
そ の 他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所

- 和歌山県人事委員会事務局
- 和歌山県パスポートセンター
- 和歌山県警察本部警務課
- 県内各警察署
- 和歌山県東京事務所
- 和歌山県名古屋観光センター

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。  
また、和歌山県のホームページの「申請書ダウンロード」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

ア 郵送

所定の申込用紙(申込書及び受験票)に必要事項を記入し、写真をはって、和歌山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封筒の表に「警察官A受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便又は配達記録郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページから電子申請画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成18年4月3日(月)から受付を開始し、平成18年

4月14日(金)までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成18年4月3日(月)午前10時から平成18年4月7日(金)午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、電子申請システム内に別途審査結果通知を掲載するので、その指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、また、写真票に写真をはること。試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。なお、試験当日、写真票に写真がはられていない場合は受験できないものとする。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登載された人でも採用されない場合が

ある。また、大学を卒業する見込みで受験した人は、平成19年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。

採用は、平成19年4月以降になる予定であるが、既卒者のうち35人程度は、平成18年9月に採用される予定である。

(2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、6か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料月額は、おおむね193,654円で、経歴その他に応じて一定の額が加算される(平成17年12月1日現在)。

このほか、警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇進

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参のうえ、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表の翌日から1月間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)
第2次試験	第2次試験不合格者	総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	総合得点及び総合順位	

10 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局又は和歌山県警察本部警務課にすること。

**選挙管理委員会告示**

和歌山県選挙管理委員会告示第35号

地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求並びに議会の解散の請求、知事の解職の請求、副知事、出納長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求及び議会の議員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による教育委員会の委員の解職の請求に必要な連署の数を次のとおり告示する。

平成17年和歌山県選挙管理委員会告示第116号(地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等)は廃止する。

平成18年3月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

1 地方自治法第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定による監査の請求における連署について必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数

17,292人

2 地方自治法第76条第1項の規定による議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定による知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定による副知事、出納長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による教育委員会の委員の解職の請求における連署について必要な選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

210,762人

3 地方自治法第80条第1項の規定による議会の議員の解職の請求における連署について必要な所属選挙区選挙権を有する者の総数の3分の1の数

和歌山市選挙区	104,906人
海南市選挙区	16,603人
橋本市選挙区	18,613人
有田市選挙区	8,953人
御坊市選挙区	7,228人
田辺市選挙区	22,979人
新宮市選挙区	9,319人
海草郡選挙区	3,421人
那賀郡選挙区	31,815人



伊都郡選挙区	8,492人
有田郡選挙区	14,047人
日高郡選挙区	16,057人
西牟婁郡選挙区	12,380人
東牟婁郡選挙区	13,383人

公 告

入 札 公 告

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年7月5日法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)に基づく労働者の派遣について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成18年3月14日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び事業番号

平成18年度和東第1号

(2) 名称及び数量

労働者派遣法に基づく労働者の派遣 1名

(3) 就業条件等

入札説明書による。

(4) 派遣場所

東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館12階  
和歌山県東京事務所

(5) 派遣期間

平成18年4月3日から平成19年3月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

労働者派遣法第5条に定める許可を受けた者

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館12階  
和歌山県東京事務所

(2) 日時

平成18年3月14日(火)から平成18年3月28日(火)までの和歌山県の休日(平成元年和歌山県条例第39条)第1条に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く、毎日午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問

のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、3月24日(金)までの間に和歌山県東京事務所に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

(3) (2)の質問に対する回答は、質問を受理した日から2日以内に質問者に電送するほか、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 回答の翌日から平成18年3月28日(火)までの県の休日を除く午前10時から午後4時まで

イ 閲覧場所 3の(1)に同じ。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 日時

平成18年3月23日(木)午前10時00分から

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

3の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成18年3月29日(水)午前10時00分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、労働者派遣法第8条に定める許可証の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により労働者派遣法第8条に定める許可証の写しを同封のうえ、平成18年3月29日(水)午前9時30分までに和歌山県東京事務所へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

(1) 入札金額は、時間単価においてすること。

(2) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる時間単価の入札金額に1,898.75を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の額の入札

保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、その者の見積もる時間単価の入札金額に1,898.75を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するところとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県東京事務所職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県東京事務所の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初を含め3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約の締結に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県東京事務所

イ 所在地

東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館12階

郵便番号 102-0093

電話番号 03-5212-9057

FAX 03-5212-9059

(2) この入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この入札は、平成18年2月和歌山県議会において、平成18年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

公 告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、和歌山県医療労働組合連合会執行委員長小濱正孝から平成18年3月3日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成18年3月14日

和歌山県知事 木村良樹

1 事件 賃金引き上げ及び労働条件改善等に関する諸要求

2 日時 平成18年3月16日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間

3 場所 和歌山労災病院、済生会有田病院、日本赤十字社和歌山医療センター、和歌浦病院、潮岬病院、和歌山県赤十字血液センター、和歌山生協病院、中之島診療所、芦原診療所、河西診療所、おおみや診療所及び和歌山県民総合検診センターの和歌山県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場

4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。